

公益社団法人大学コンソーシアム石川 能登分室使用に当たっての留意事項 (R7.4.1版)

【能登分室所在】

能登空港（のと里山空港）ターミナルビル4階

〒929-2372 石川県輪島市三井町洲衛10丁目11-1（フロアマップは別紙1参照）

【駐車について】

- ・自動車はできるだけ乗り合いとし、台数を減らすようご協力願います。また、申請時に概ねの台数を記載してください。
- ・駐車する場合は、『大学コンソーシアム石川能登分室使用許可書』の下半分に記載されている所属・氏名を確認の上、所要部数をコピーし、それぞれの車両のフロントガラスの見やすいところにおいてください。
- ・駐車場（別紙2参照）

乗用車…第3又は第4駐車場、バス……第2駐車場

【利用可能時間】

・ 9:00～20:00

※ 上記時間以前に使用を希望する場合は、事前にお申し出ください。

- ・退室は、原状復帰を行った上で、20:00に完全退室してください。19:45頃に警備員が巡回し、退出を促されますので、その指示に従ってください。
- ・退室後、忘れ物等があり、利用可能時間以外の時間帯にやむを得ず能登分室に入らなければならない場合は、通用口の電話で、警備員室に連絡し、開錠を依頼してください（別紙3参照）。
- ・また、活動終了後に能登分室に戻る予定であったが、20:00までに能登分室に戻ることが難しいことが判明した際には、あらかじめ警備員室（0768-26-2010）に連絡してください。

【開錠・施錠方法】

- ・能登分室は常時施錠されています。使用開始時には開錠を、使用終了時には施錠をしてください。
- ・能登分室入口のドアの10キーに、『大学コンソーシアム石川能登分室使用許可書』に記載の暗証番号（13桁）を入力後、開錠時は開錠マークを、施錠時は施錠マークを押してください。（別紙4参照）
- ・正しい暗証番号を入力しても開錠しない場合
1階警備員室に申し出て開錠してもらい、大学コンソーシアム石川事務局まで連絡してください。（電話：076-223-1633）
- ・暗証番号は他言しないでください（ログを取って管理していますので、許可日以外に当該暗証番号で開錠・施錠があった場合は、当該暗証番号付与者に確認があります）。

【室内にある機器・設備等について】

- ・ 能登分室用無線 LAN のSSIDとパスワードは、部屋内にこの 2 つを記した書面が置いてあります（パスワードはQR コード又は英数字）。置いてない場合は、生涯学習センター能登分室（別紙 1 参照）に確認してください。なお、このパスワードは他言しないでください。また、部屋内に有線 LAN のケーブルがありますが、使用しないでください。
- ・ 無線 LAN 使用に当たっては、利用規約（別紙 5）を確認してください（無線 LAN に接続した場合は、この利用規約に同意したものとみなします。大学コンソーシアム石川があらかじめ代表して承認を受けています。なお、不正利用があった場合は、利用者に利用状況等を確認することがあります。）。
- ・ 有線マイク 1 本、無線マイク 2 本がありますが、隣室が震災対応の作業を行っている事務室なので、マイクは使用しないでください。
- ・ 音響設備はVHS デッキ、DVD プレイヤー、BD プレイヤー、天吊りスピーカーがあります。使用時には主電源スイッチのみを投入し、その他は触らないでください（別紙 6 を参照）。音量にはご注意願います。
- ・ プロジェクターは、室内に常置してあります。
- ・ 音声を使用する場合は、①USB 接続のミニスピーカー（室内に置いてあります）を使用、あるいは、②音響設備の主電源装置の上に 3.5mm のステレオプラグケーブルがありますので、PC のヘッドフォン端子に接続してください（この場合、音声は天吊りスピーカーから出力されます。音量は PC 側で調節してください）。
- ・ 部屋の後方にパーテーション（磁石がくっつくもの 4 枚・磁石がくっつかない透明なもの 5 枚）、モニター・机・椅子（2 セット）（別紙 7 参照）、教卓付近にホワイトボードマーカー・イレーザー、レーザーポインター、電源延長コード等は準備していますが、これらの消耗品、機器・設備等に不具合や破損等があった場合は大学コンソーシアム石川事務局（076-223-1633）まで連絡してください。

【能登分室使用時に盗難、事故等があった場合】

- ・ 大学コンソーシアム石川事務局（076-223-1633）まで連絡してください。
- ・ 並行して、警察等に連絡してください。なお、盗難、事故等発生時の責任は利用者が負うものとし、大学コンソーシアム石川はその責任を負いません。
- ・ 盗難等を防止するため、貴重品は必ず身に着けてください。

【使用に当たっての諸注意】

- ・ 使用した机や椅子等の備品は、全て原状復帰してください。（別紙 8 参照）
- ・ ターミナルビル内に入館の際に泥などで履物が著しく汚れている場合は、通用口付近（別紙 3）に水道のカランがありますので、ここで汚れを洗い流してください。
- ・ 飲食について
 - ① 能登分室内での飲食は可としますが、ごみは必ず持ち帰ってください。
 - ② 飲み物等をこぼし、床が汚れた場合は、大学コンソーシアム石川事務局（076-223-1633）まで連絡してください（特別清掃が必要なため）。

③ テーブルが汚れた場合は、部屋に置いてあるティッシュ等できれいに拭いてください

- ・ 大学コンソーシアム石川の許可なく、利用許可時間外に能登分室内に物品等を置くことは認めません。複数日の使用許可を得ている場合は、物品等を置くことは可能ですが、盗難、

破損等があった場合の責任は、利用者が負うものとします。

- ・ 退出時には、エアコン、照明等のスイッチを切り、忘れ物がないように確認願います。
- ・ 室内は火気厳禁です。
- ・ カーテンは電動です。ホワイトボード横のスイッチ（左側の列）で操作してください（別紙9参照）。
- ・ 能登分室内にロッカーがありますが、施錠できないので、利用禁止とします（別紙9参照）。

【大学コンソーシアム石川連絡先】

電話：076-223-1633（平日・9:00～18:00）

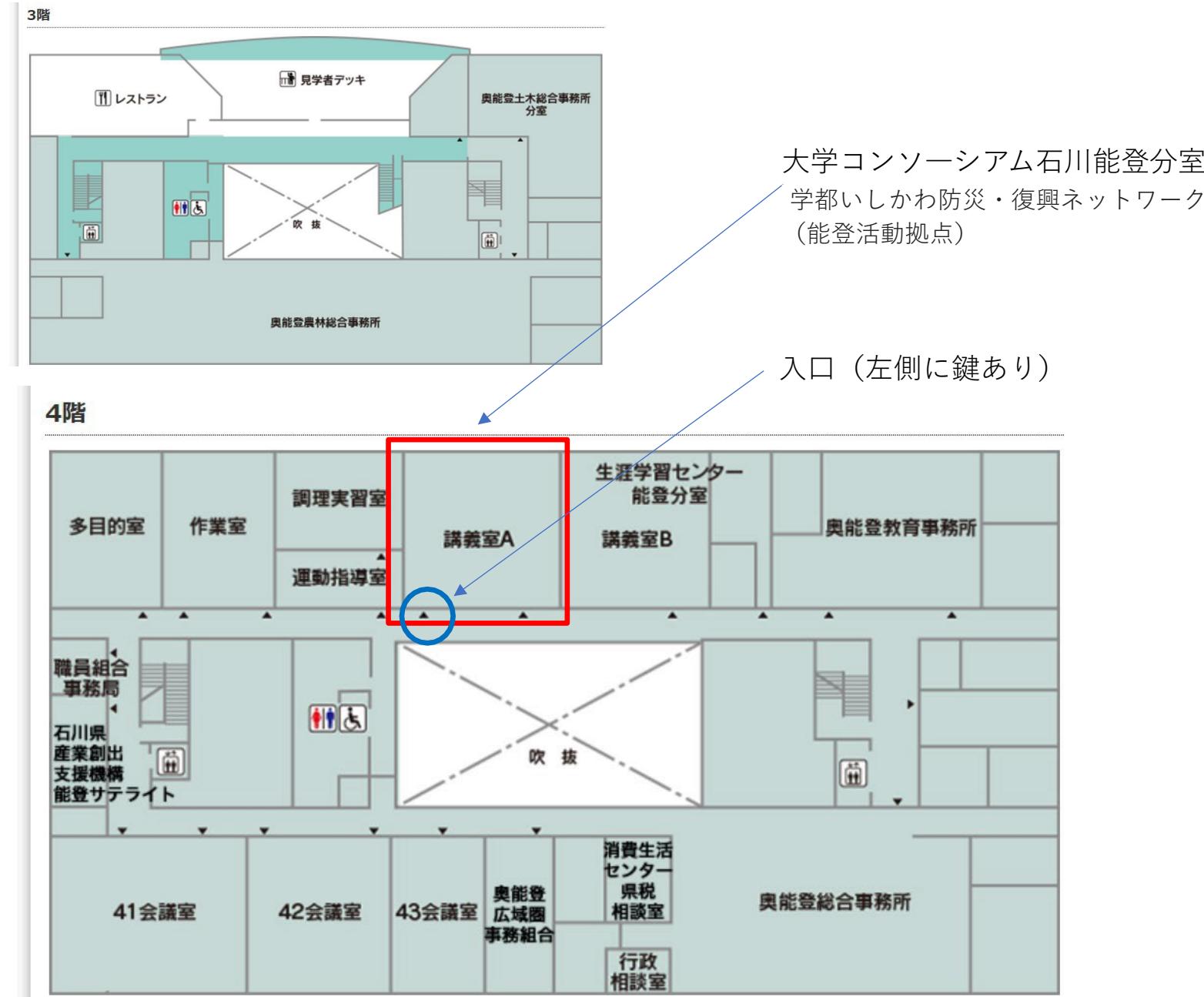
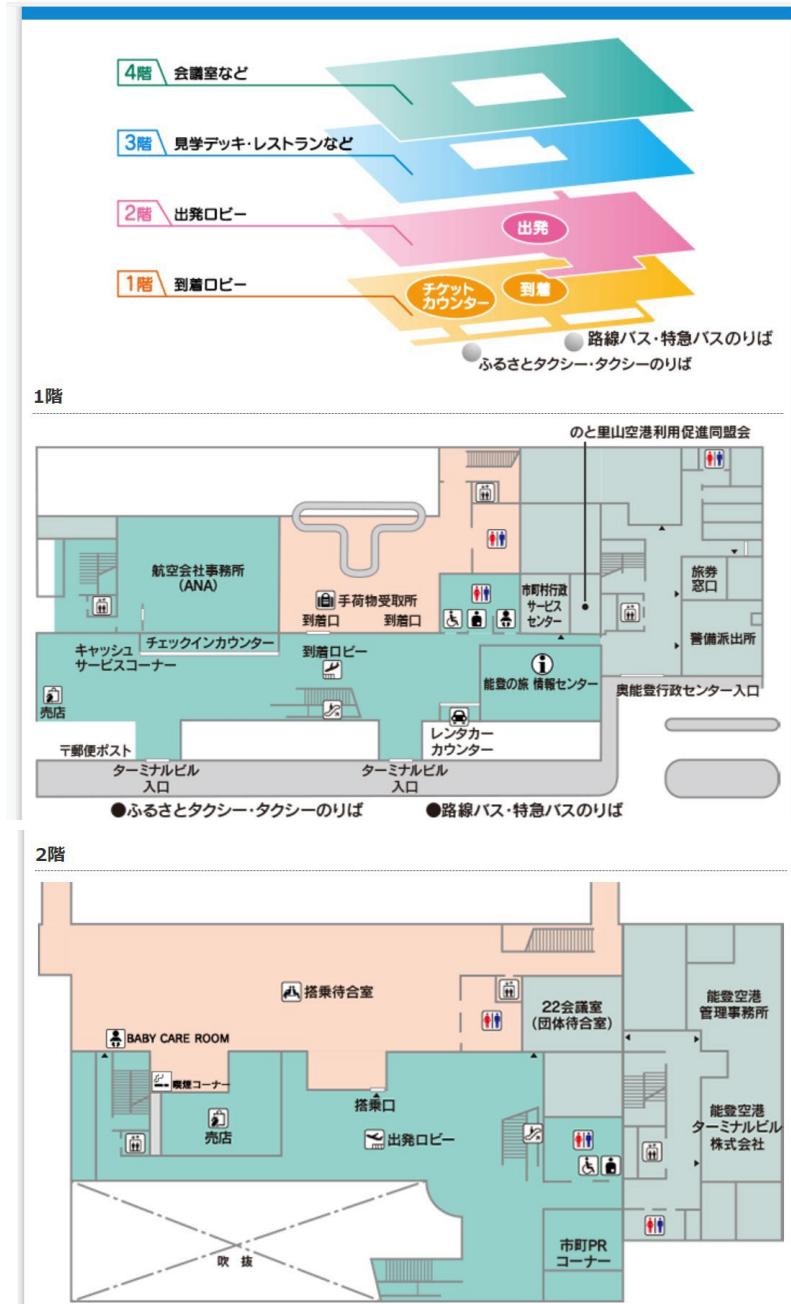
080-2289-8255（土日祝）

※対応できない場合もありますことを、あらかじめご了承願います。

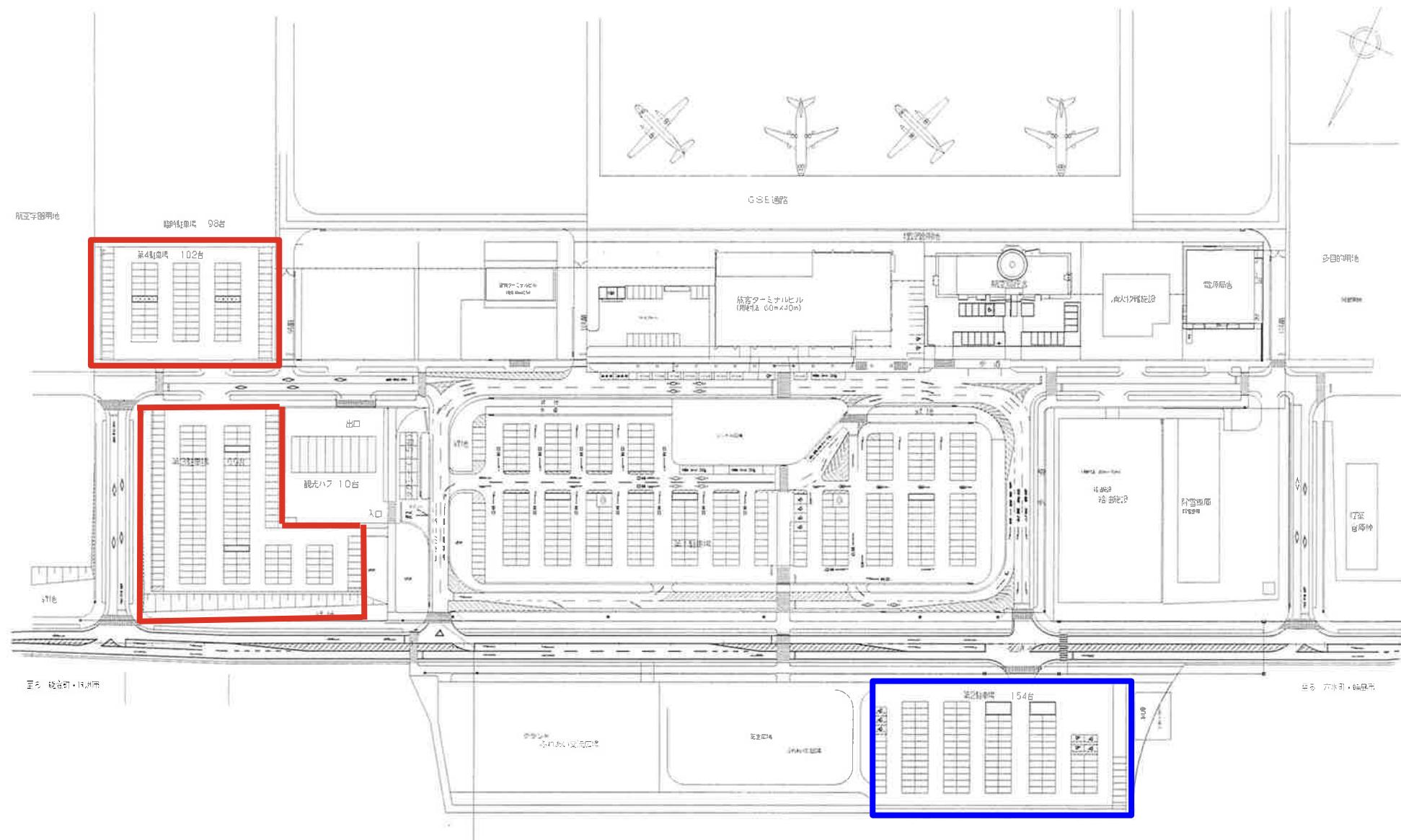
E-mail : info@ucon-i.jp

のと里山空港ターミナルビルフロアマップ

別紙1



別紙2



赤枠が普通自動車（第3又は第4駐車場）、青枠がバス（第2駐車場）の駐車位置

通用口・警備員室への連絡電話位置

別紙3



ターミナルビル正面右側



通用口周辺



通用口周辺



警備員室への連絡電話



通用口

能登分室には入口が2か所ありますが、下記の鍵のついていない扉は常時「閉」です。開錠した場合は、必ず施錠してください



開錠・施錠方法

- ① 申請書に記載された13桁の数字を入力
- ② その後、開錠の場合は、②のボタンを押すと開錠されます。
(施錠の場合は、13桁の数字を入力後、①のボタンを押してください)

無線LANの利用規約

石川県立生涯学習センター無線LANの利用規約 兼 同意書

別紙5

(目的)

第1条 本規約は、石川県立生涯学習センターの利用者の利便性を目的として整備した無線LANの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、当館の貸室利用者で無線LANの使用を希望する者をいう。

(無線LANの内容)

第3条 利用者は、当館貸室内においてインターネットへの接続が必要とされる場合に、無線LANを使用することができる。

- 2 無線LANの使用を希望する者は、石川県立生涯学習センター使用許可申請書にその旨記載する。
- 3 無線LANの利用料は無料とする。

(利用条件)

- 1 無線LANの使用は、本規約に同意した貸室利用者に対して認めるものとする。
- 2 利用者は、無線LANの使用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 無線LANへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 4 無線LANの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続き)

第5条 利用者は当館職員からパスワードを取得して無線LANに接続し、利用を行うものとする。

(利用場所及び利用時間)

第6条 無線LANが利用可能な場所および時間は貸室の場所・時間に等しい。

(禁止事項)

- 第7条 利用者は、無線LANを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。
- 1 (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
(2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
(3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
(4) 謹謗中傷する行為
(5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
(6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
(7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
(8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
(9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
(10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
(11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
(12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - 2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当館は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第8条 利用者が次のいいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消すことができるものとする。

- 1 (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
(2) 本規約に違反した場合
(3) その他利用者として当館が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第9条 当館は、次のいいずれかに該当する場合、無線LANの利用を中止できるものとする。

- 1 (1) システム保守及び庁舎設備の点検工事を行う場合
(2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
(3) 無線LANに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
(4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

- 第10条 当館は、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 無線LANの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、当館は一切責任を負わないものとする。
 - 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
 - 4 利用者が無線LANへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、当館は一切の責任を負わないものとする。
 - 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当館は一切の責任を負わないものとする。
 - 6 当館は、利用者の承諾なしに、無線LANの内容を変更することができる。

(規約の変更)

第11条 当館は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

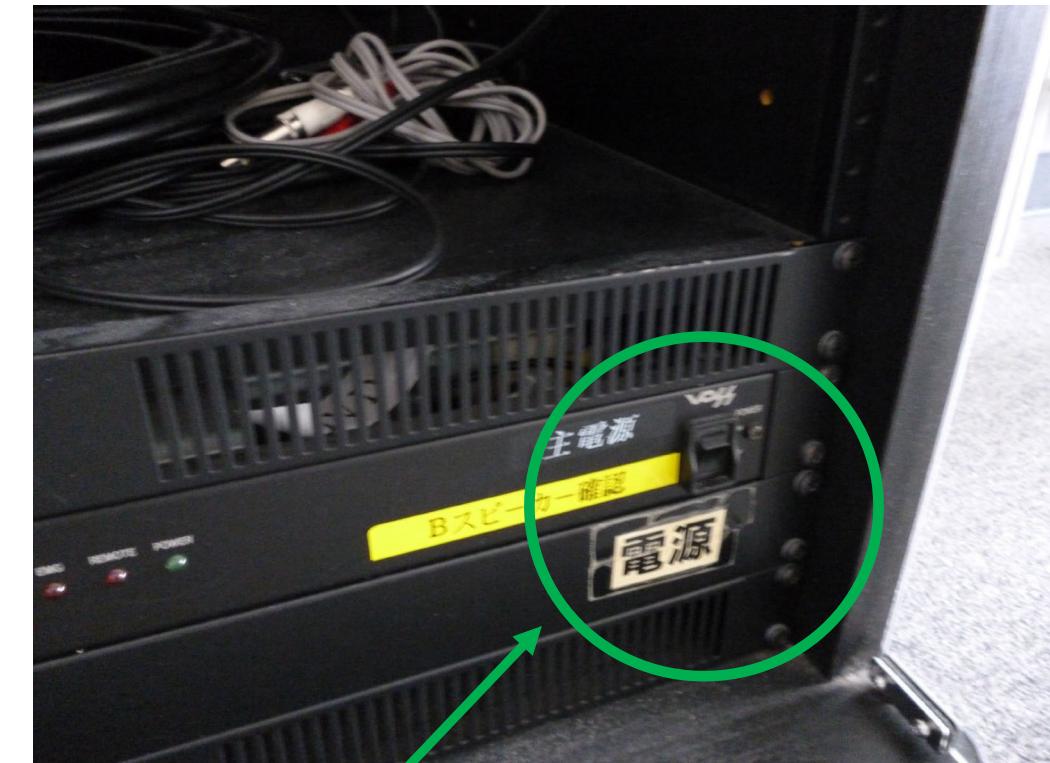
附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

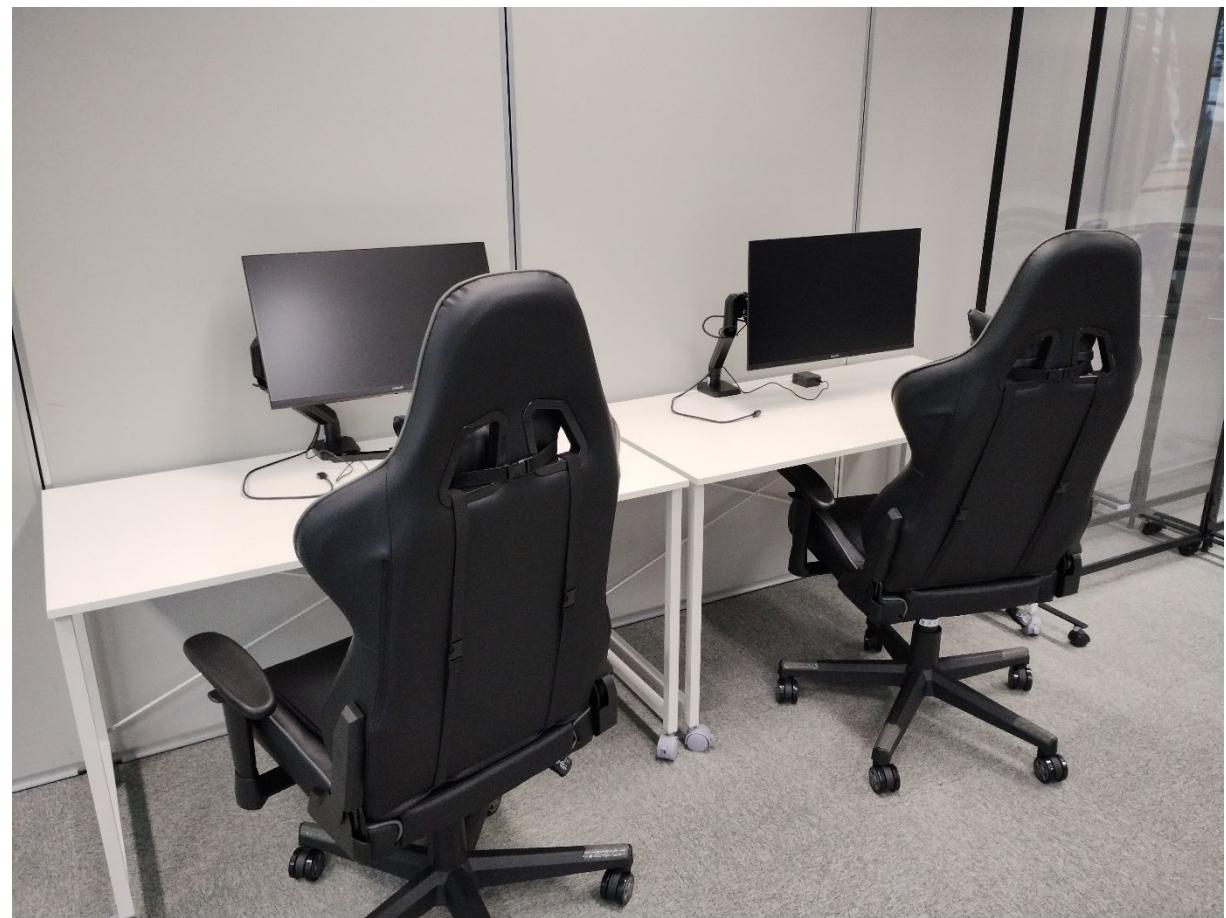
マイクはあります BUT 隣室が事務室なのでマイクは使わないでください



VHSデッキ、DVDプレイヤー、BDプレイヤーがあります



使用時はこのスイッチのみ投入すること



標準の机配置

別紙8



- 標準の机配置は横4列×縦4列です（2人掛け）
(机：16、椅子：32)
椅子は後方にあと15客程度あるので、使用していただいても結構です。それ以上に必要な場合は、大学コンソーシアム事務局に事前にご連絡ください。
- 机・椅子を移動した場合は、必ず原状復帰してください。原状復帰の際には、床にテープでマークしてありますので、それに合わせてください



ロッカー

- 窓側にロッカーがありますが、使用禁止とします

スクリーン

- 正面天井に埋め込まれています。手動式です。

カーテン

- カーテンは電動式です。左側のスイッチで操作してください
- 右側のスイッチは、隣室のカーテンですので、触らないで下さい

